

奈良のうまいもの「登録商品」に関する規程

(目的)

第1条

この規程は、一般社団法人奈良のうまいもの会（以下「本会」という）の定款第3条の目的を達成するため必要な事項を定める。

(登録商品の定義)

第2条

「奈良のうまいもの」登録商品（以下「当商品」という）とは、「食」の面からも「奈良・大和」をアピールするにふさわしい商品であり、次条で定める登録の基準に基づく「奈良らしい・奈良にちなんだ」料理・食品・食材・お土産等の商品を指すものとする。

(登録の基準)

第3条

1. 当商品における、「奈良らしい・奈良にちなんだ」とは、以下五つのいずれかの条件を満たしたものとす。

- ①材料に奈良県産を明確に含んでいること
- ②伝統的な奈良県の特産品・加工品（※1）、またはそれらを材料に使用していること
- ③商品の由来や歴史に奈良県との関わりが明記されていること 【ストーリー性】
- ④奈良県の特産品（※2）・郷土料理（※3）であること
- ⑤奈良県が過去に主催した「奈良のうまいもの」事業において、その条件を満たしたもの
〔「創作料理7品」（※4）、「味わいグランプリ弁当」等〕

2. 当商品は、会員社が発売を開始して1年以上経過した場合のみ認められる。

3. 当商品は、「料理（和食・洋食・中華・その他）」「お菓子」「弁当」「特産品」「飲み物」「加工品」の呼称でジャンル分けをする。

(登録の方法)

第4条

1. 当商品は、会員による申請に基づいて登録する。
2. 当商品の申請は、指定の申請届書類もしくは決められたフォーマットのホームページから行う
3. 当商品の申請においては、①商品名 ②販売価格 ③使用材料 ④ジャンル ⑤登録の基準を満たしている根拠 ⑥営業許可証の認可番号など所定の内容を明記する。
4. 当商品の登録は毎年4回に分けて受け付ける。申込の受付時期は3月、6月、9月、12月のそれぞれと末日とする。
5. 登録申請届は会長宛てに提出し、会長は総務会員委員会に登録要件の可否について審査を委ね、理事会の同意をもって登録を承認する。

(登録者責任)

第5条

1. 当商品の販売価格や販売方法、品質管理に関しては登録申請者が全責任を負い、登録に伴う費用等も申請者の負担とする。
2. 登録に虚偽の申請内容があった場合は、本会は登録を取り消すことがある。その場合の経済的な損失等については、本会はその責を負わない。

(ロゴマークの使用)

第6条

当商品における「奈良のうまいもの」ロゴマーク使用については、別に定める「奈良のうまいものロゴマーク使用規程」に基づくものとする。

(その他)

第7条

本規程に定めのない事項であって緊急かつ必要な事項は、理事会で決定する。

(附則)

本規程は、平成27年10月14日より改正する。

本規程は、平成26年6月25日より改正する。

本規程は、平成25年6月18日より施行する。

(注釈)

※1：奈良漬、醤油、素麺、はるさめ、柿の葉すし、吉野葛、古代ひしお、大和の地酒、豆腐など

※2：奈良県「大和野菜」に基づく http://www.pref.nara.jp/yamato_yasai/

(伝統野菜) 大和まな、千筋みずな、宇陀金ごぼう、ひもとうがらし、軟白ずいき、大和いも、祝だいこん、結崎ネブカ、小しょうが、花みょうが、大和きくな、紫とうがらし、黄金まくわ、片平あかね、大和三尺きゅうり、大和丸なす、下北春まな、筒井れんこん、味間いも、黒滝白きゅうり
(こだわり野菜) 大和ふとねぎ、香りごぼう、半白きゅうり、大和寒熟ほうれん草、朝採り野菜

奈良特産品振興協会「奈良特産品」に基づく <http://www.nara-tokusan.com/>

奈良酒、奈良のお米、いちご、トマト、なす、ほうれん草、奈良の柿、奈良県産ジャム、大和茶、大和肉鶏、はちみつ、台杉、菊、バラ、しいたけ、レタス、はくさい、シクラメン、花壇苗、エリンギ、ブナシメジ、梅、大和いも、大和牛、ヤマトポーク、ヤマトなでしこ卵

※3：農林水産省「奈良県 うちの郷土料理」に基づく

https://www.maff.go.jp/j/keikaku/syokubunka/k_ryouri/search_menu/area/nara.html

柿の葉寿司、奈良のっぺい、大和の雑煮、茶粥、奈良茶飯、いもぼた、かしのすき焼き、にゅうめん、飛鳥鍋、半夏生餅/小麦餅/さなぶり餅、葛餅、蕨餅、かき氷、蛸もみうり、さんま寿司、鮎寿司、奈良和え、柿なます、でんがら、ふき俵、まなめはり、色ご飯、ずいきの煮もの、七色お和え、しきしき、大和まなと薄揚げの煮もの、いたどりの煮もの、あまごの甘露煮、生節とねぎの煮もの、エイの煮ごり

※4：黒米カレー、奈良の鶏茶、大和肉鶏照焼井、奈良産ネギと大和肉鶏のすき焼き風井、大和鍋、柿け一き、万葉弁当

(上記の参照ウェブサイトの最終閲覧日：令和3年9月1日。最新情報は当該サイトにてご確認ください)